

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
◎告示（高知西南地区国営土地改良事業に対する受益者等の負担金の総額）の廃止（農業基盤課）	3
◎告示（高知西南地区国営土地改良事業に対する市町村の負担金の額）の廃止（ 〃 ）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の配偶者同行休業に関する規程	3
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	3
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	4
高知県人事委員会規則	
◎高知県職員の配偶者同行休業に関する規則	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	5
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	6
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	6

規 則

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第74号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改める。

別表中

「
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
」

を

「
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
人権尊重の社会づくり協議会委員
いじめ問題再調査委員会委員
」

に改め、

「
人権尊重の社会づくり協議会委員
」

を削り、

「
スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員
」

を

「
スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員
いじめ問題調査委員会の委員及び臨時委員
」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第50条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 高知県いじめ問題再調査委員会に関すること。
第306条の表中

高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条の規定による人権施策の推進に関する重要事項の調査協議、人権施策の基本方針の策定に係る知事の諮問に対する答申及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事への意見の具申に関する事務	人権課
------------------	--	-----

を

高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条の規定による人権施策の推進に関する重要事項の調査協議、人権施策の基本方針の策定に係る知事の諮問に対する答申及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事への意見の具申に関する事務	人権課
高知県いじめ問題再調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	人権課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(5)の表1の(7)の項中「育児休業」を「配偶者同行休業並びに育児休業」に改め、同表の5の(5)の表に次のように加える。

3 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）に関する事務	（1） 高知県いじめ問題再調査委員会による調査の必要性の判断（いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項）	○																
	（2） 高知県いじめ問題再調査委員会に関すること。			○														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年高知県規則第146号）の一部を次のように改正する。

附則第7項及び第12項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第420号

平成14年12月高知県告示第719号（高知西南地区国営土地改良事業に対する受益者等の負担金の総額）は、廃止する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第421号

平成14年12月高知県告示第720号（高知西南地区国営土地改良事業に対する市町村の負担金の額）は、廃止する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第15号

高知県公営企業局職員の配偶者同行休業に関する規程（趣旨）

第1条 この規程は、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）の規定に基づき、高知県公営企業局に勤務する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第2条 配偶者同行休業をした職員に係る職務復帰後における号給の調整については、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員の例による。

（退職手当の取扱い）

第3条 配偶者同行休業をした職員に係る退職手当の取扱いについては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

（高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の準用）

第4条 前2条に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項については、高知県職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年高知県人事委員会規則第12号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第16号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(12)の項中「育児休業」を「配偶者同行休業並びに育児休業」に改める。

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第24号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第18条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会に関すること。

第40条の表中

Table with 3 columns: 高知県スポーツ推進審議会, スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務, スポーツ健康教育課

を

Table with 3 columns: 高知県スポーツ推進審議会, スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務, スポーツ健康教育課; 高知県いじめ問題調査委員会, 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第15条の規定による高知県いじめ防止基本方針, 人権教育課

に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

高知県教育長 田村 壯児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号、第9条第1号、第10条第1号及び第11条第1号中「休職」を「休職、配偶者同行休業」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年7月8日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第12号

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第2条 条例第2条の規定による申請は、別記様式による配偶者

同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までにしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請手続）

第3条 前条の規定は、条例第6条第1項の規定に基づく申請について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消し手続）

第4条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認を取り消す場合は、当該配偶者同行休業をしている職員にその旨を記載した文書を交付するものとする。

（届出を要する場合）

第5条 条例第8条第1項第5号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更を生ずることとなった場合（第3号に掲げる事項にあつては、配偶者（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由に変更を生ずることとなった場合であつて、当該変更後の事由が引き続き条例第5条に規定する配偶者外国滞在事由に該当するときに限る。）とする。

- （1） 配偶者の氏名又は職業若しくは修学する大学（条例第5条第3号に規定するものをいう。）
- （2） 配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由又は当該事由が継続することが見込まれる期間の初日若しくは末日
- （3） 職員及び配偶者の外国における住所又は居所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

(任命権者) _____ 様 申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
申請者 所属 _____	
配偶者同行休業 職名 _____	
次のとおり 氏名 _____ 印	
期間の延長 を申請します。	
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2から4までに記入する。） <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長（2、3及び5に記入する。）
2 申請に係る配偶者	氏名
	職業等
	申請時の所属先等の名称（所在地） (_____)
	外国滞在事由
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所又は居所	外国滞在中の所属先等の名称（所在地） (_____)
	外国滞在事由の継続する期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	4 申請期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
5 延長する期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
6 備考	既に配偶者同行休業をしている期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
※決裁欄	
主管課長	所属長経由欄
※所属長意見欄	
上記のとおり進達します。 年 月 日	

- 注 1 1欄は、該当するものの□に/印を記入する。
 2 3欄は、申請時点で未定の場合は、「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所又は居所を定めて、届け出る。
 3 6欄は、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間等）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要があると思われる事項を記入する。
 4 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び当該外国滞在事由の継続する期間を確認することができる書類を添える。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項第3号中「以下」を「第5条第6項第1号において」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「。以下」を「。第5条第6項において」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「をいう」を「をいう。以下この号において同じ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第3条の4第2項中「復帰した場合には」を「復帰したときは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表40の項中「療養」を「療養、配偶者同行休業」に改め、同表中48の項を49の項とし、47の項を48の項とし、46の項を47の項とし、

45 育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。
---------	---

を
「

45 配偶者同行休業	高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業を承認する場合をいう。
46 育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「を受け」を「を受け、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をし」に、「第2条の」を「第2条第1項の」に改める。

第13条第2項第2号及び第14条第2項中「を受け」を「を受け、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をし」に、「第2条の」を「第2条第1項の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6） 配偶者同行休業職員（高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員をいう。）

第5条第2項ただし書中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項第2号中「育児休業法第2条」を「第1条第6号及び第8号に掲げる職員並びに育児休業法第2条第1項」に改め、「及び第1条第7号に掲げる職員」を削り、同項第3号中「第28条」を「第28条第2項」に改める。

第7条第1号中「第28条」を「第28条第2項」に改め、同条第2号中「該当する者」を「掲げる職員」に改め、同条第3号中「又は」を「及び」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 第1条第6号及び第8号に掲げる職員

第11条第2項第2号中「育児休業法第2条」を「第1条第6号及び第8号に掲げる職員並びに育児休業法第2条第1項」に改め、「及び第1条第7号に掲げる職員」を削り、同項第3号中「第28条」を「第28条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号ウ中「第28条」を「第28条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。